

平成 30 年 2 月 15 日

会社名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役 財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

**ブリティッシュバージン諸島の裁判所は、
Jトラストによって提起された資産保全命令を縮小変更**

当社ならびに当社の連結子会社である株式会社ウェッジホールディングスは「ブリティッシュバージン諸島の裁判所（以下 BVI 裁判所）が J トラスト株式会社（以下 J トラスト）の子会社である J Trust Asia Pte. Ltd.（以下 JTA）によって提起された資産保全命令を、A. P. F. Group Co., Ltd.（以下 APF）ならびに此下益司氏からの申し出を受け、縮小変更した」との報告を受けました。裁判所は資産保全命令の範囲を大幅に縮小しました。

これは BVI 裁判所が双方の言い分を聞いた最初の判断であり、APF 側に有利に命令を下したものです。これは良い意味で前進と言えるもので、当社等と致しましては、J トラストによって引き起こされました、GL 各社に対する裁判においても良い影響を与えるものと考えております。次は保全処分そのものの取り消しが争われます。

以 上